

郵政に妖怪が出る。4・28 という妖怪である

(4・28 闘争勝利、西日本連鎖長崎集会によせて)

2007年3月26日

郵政ユニオン長崎、中島義雄

1、前史

日本労働運動の歴史は国・資本家・企業による弾圧との闘いであった。結論だけ言えば、日本の資本家・国家は労働者とは妥協をしない！これが歴史の原則である。1897(明治 30)年に日本の労働組合は産声を上げるが、以来 110 年間、この攻防は連綿と続く。戦前の労働運動は最終的に侵略戦争の国家体制に組み込まれ、体制翼賛、戦争遂行の産業報国会として窒息死させられた。

1945 年、日本は戦争に敗れ、それから7年間、連合軍(GHQ)の統治支配を受ける。GHQ の統治政策は民主化(労働組合の育成)であり、産別会議ができる。しかし、直後に起きる朝鮮戦争で、この民主化政策は一転する。反共防衛が日本の国是と変わり、GHQ の指令により、第一次のレッドパージが行われ、官民を問わず、一万人の共産黨員らが追放される。産別会議が分裂し、総評ができる。主力は朝鮮戦争支持の民主化同盟(民同)であったが、この総評は「ニワトリからアヒル」に生まれ変わり、朝鮮戦争反対、全面講和を掲げ、反共路線と決別する。この旗を振ったのがのちに民同三羽烏と称された国労の岩井章、全通の宝樹、合化労連の太田馨、日教組の幹部らであった。60 年代、日本最大の争議、三池闘争と 60 年安保闘争が闘われ、総評は「昔陸軍、いま総評」といわれるくらいの絶大な組織へと成長する。

2、60 年代から 70 年代へ

この時期の労働運動は官公労がけん引車であり、その中心は国労、全通であった。そしてその基本姿勢は、反合理化・社会主義が合言葉であり、方向は「それいけどんどん」であった。職場の主人公は労働者であり、労働者は「明日は我がもの」という自信に満ちていた。職場では日々、差別と弾圧が続くが、しかし活動家の受け止めは「処分は労働者の勲章だ」という立場で、「差別されこそ全通」と胸を張った。処分は武士の刀傷、これが当時の官公労・全通労働者の普通の間接であった。しかし、だからこそ、国や資本家は、この官公労をつぶすことが労働政策の中心課題となっていく。

60 年代の日本の労働運動は、また、おりから世界の社会主義の優位性という追い風を受けた。労働組合は社会主義革命の学校であり、活動家は革命家たれと激

が飛び、一切の保守的な価値観が否定され、非日常的な生き方が推奨された。結果的に現場では、一生ヒラ職員で差別などははねかえずぞ！という意識が、組織の原点となった。差別も処分も怖くないという労働者が増えることほど、相手にとって怖いものはない。つぎの攻撃の手段がないのだから。階級的思想性が輝いていたころだ。

一方、国の官公労攻撃は、違法ストの労組は解体の対象として続く。それと同時に、民間組合への弾圧と抱き込みも強まる。背景には世界の労働運動が、世界労連と国際自由労連に分裂したことによる。日本でも 50 年代からアメリカ型の労働運動を目指す、鉄鋼労連をはじめとした JC(金属労連)の流れが出てくる。総評・官公労の流れと、同盟・JC の対立、運動的に言えば、総評がめざす「スト権奪還、反マル生」運動と、同盟運動の「生産性向上至上主義」の二大対立がそれである。この郵政版が全通対全郵政の対立であり、国鉄内の国労と鉄労の対立である。

3、左派のかげり

この状況に当時、決定的影響を与えた事件がいくつかある。世界的に言えば、50年代のスターリン批判に始まる民主化と世界の共産主義運動の混乱である。

また国内的に言えば、70年代当初、打倒民同を目指した新左翼の70年安保闘争が、うちげバと連合赤軍事件で大衆の支持を失い、急激に衰退する。また72年の動労の順法闘争への乗客の反乱＝上尾暴動でまた支持を失う。一方、総評・民同がかかげたスト権奪還闘争が75年のスト権ストで実現しなかったことと、77年のスト禁止合憲、刑事罰も可とした名古屋中郵最高裁判決で敗北した。総評・官公労派のスト権奪還闘争で日本労働運動の首座を握り続けるという意図は、戦術でも法的にも敗北し、次第に力を失う。また一方、社会主義協会系の現場活動家が基本戦術とした反合理化闘争＝抵抗路線にもかげりが見え始める。「反合理化は会社倒産運動である」という批判に、左派は正しく反論できなかつたし、郵政は80年代に入り、抵抗闘争を標的に分限免職という新たな攻撃を加えたからだ。

4、反マル生越年闘争

このようななか、長い対立の天王山闘争として、全通の78年末の反マル生闘争が闘われる。この闘いを指揮した民同派は、この闘いが全通労組存続の生命線ととらえ、また日本労働運動の主導権争いもふくめ、まきかえしの意志が強く働いた、まさに乾坤一擲の闘いであった。この闘いを担ったのは現場活動家の「怨念の17年」という意識である。しかしこの現場の力は、指導部の思惑をはるかに超えていた。あつという間に闘いは全国的に爆発する。全通本部は解決の出口を探れず、年末の刻限に追われ、緊迫する。いくら全通が戦闘的だとしても、正月に年賀が届かないという闘いは誰もが経験したことがない「聖域」だった。しかし、時間は必ず動

く。本部はついに「越年」という「伝家の宝刀」を抜かざるを得ない。

民同の獲得目標は「労組延命」の手形であったが、労働者の目的は差別の撤廃、人権回復という具体的課題であった。全通解体・全郵政擁護の基本路線を譲れない郵政にとって、「差別撤回」は自らの心臓部に切り込む全通の刃であり、受け止められず、敵も後退できない状況下にあった。労使双方にとって、この場外乱闘的な越年闘争は（挑発説もあるが）、「やらせて叩く」舞台を用意した。

しかし、越年という武器は年を越せば「伝家の宝刀」たりえない。越年の宝刀は大晦日の「焼き」があるから宝刀たりえても、元日がきてしまえば、その「焼き」は消滅する。まさになまくら刀となってしまう、全通は次を失う。元日、配達されなかった年賀状の山と国民の怒りが、郵政労使の前に残った。お年玉はがきの抽選が一月末にずれ込むという異常な事態は、全通の闘いへの反発として、いわば郵政版、第二の上尾暴動的な国民世論となる。これを背景に、国と郵政、自民党は次第に報復攻撃のレベルを上げ、4・28 大量処分へと水は流れる。

5、第二のレッドパーシ

日本の戦後史を見れば、その転換にはいつもレッドパーシがある。50 年代、国の労働政策は第一次レッドパーシ＝産別解体・民同育成だったが、これは 80 年代に転換され、同盟育成・民同排除の時代とかわる。

郵政のストライキと処分という報復の連鎖は、専従幹部の解雇では終わらない。もともと企業離籍を目指した者の首を切っても、労組は痛くもかゆくもないのだから。敵の狙いは、官公労内部にある日本型特殊社民がもつ社会主義的・抵抗意識の一扫。全通・国労・官公労つぶし、総評・社会党解体であった。

したがって敵から見るならば、免職は現場の若手党派活動家でなければならなかったのであり、58 名の選抜処分はまさに正鵠を得ていた。名古屋、池田両君らは時代の潮目に、組織逃亡の時間稼ぎのために作られた防波堤に「生き埋め」にされた人柱だったのだ。そして 58 名の人質で組織延命を許された全通は、敵の意図を従順に理解し、敵の思惑通りに道を歩み、協調主義にはいる。その意味ではこの 4・28こそ、戦後労働運動の第 2 のレッドパーシであり、歴史転換点の機軸であったのである。

6、権利の全通の終わりとは異議申し立て

この 4・28 処分の結果、全通は白旗を揚げ、10・28 協調路線にはいる。そして 12 年後、4・28 反処分闘争すら放棄する。これは協調路線の僕（しもべ）たる証の踏み絵とされ、全通は原告らを機動隊＝国の権力をかりて切り捨てる。戦後労働運動の最大の歩兵を抱える突撃隊＝「権利の全通」の終わりでもあった。

しかし、ここでありえないことが起きる。4・28 反処分闘争終結の全通全国大会

決定にもかかわらず、4・28 被免職者の 11 名が手を上げ、闘いが継続される。大会決定に反する行動を「団結がすべて」とする総評労働者がとるはずがない。これが当時の常識だった。しかし、違った。彼ら原告らの意識は総評をこのとき越えたのだと思う。だが、闘いは彼ら 11 名原告(最後は 7 名)の犠牲のうえに維持されたが、一般には、希望の光を消さないための少数者の「抵抗と存在」のための異議申し立てほどにしか認識されなかった。誰もが、争議行為を行った当該の首切り取り消し裁判で、しかも国を相手にした闘いに勝てるとは思えなかったからである。

7、第三、第四のレッドパーシ

いま日本は新自由主義時代だ。国民・労働者保護の規制緩和が進み、すべてを市場原理にゆだねる政策が声高に叫ばれる。国営企業の民営化が進み、労働運動はそれとの協調の時代である。

この間の象徴的な事案は、87 年の国鉄分割民営化であったし、89 年の総評解体・連合発足、そして 1995 年の社会党の解体であった。労働界の再編と政界の再編であり、保守派の言葉でいえば、国の改革と戦後体制の転換であった。79 年 4・28 処分のころ、国が目指した全通と官公労の消滅は現実化した。国労は 1047 名の解雇問題を抱え、闘う労組の姿は見えない。国と(郵政、国鉄)資本家の目的は達せられたのである。

50 年代「民主化」の言葉で共産党が追放され、80 年代に「改革」の言葉で、総評・社会党がパーシをされた。そしていま、「公務員は法律遵守義務がある」という言葉で、日の丸や君が代を理由に、教組内部の反対派や、自治労の闘う労働者が次々にパーシされている。第三のパーシが 87 年の国労解雇だとするなら、今の攻撃は第四のレッドパーシであり、それはまた新たな時代の変わり目にあるという現代の証明でもある。

8、再び「前へ」

そして 4・28 処分から 28 年が、さらに全通の切捨てから 16 年の時間が流れた。2 月 13 日、最高裁は 2004 年の東京高裁の判決、処分の取り消しを支持し、郵政の上訴を不受理とする決定を下した。勝利の原因は処分者の選抜の不合理性による。4・28 の超法規的な弾圧の実態に、裁判所が「『超』は違法だよ」と指摘したに過ぎないが、4・28 の反処分闘争は勝ったのである。

勝利の美酒はうまい。しかし、喜びの一瞬は過ぎた。現在に戻ろう。原告 7 名にとって勝利は現実であり、記憶は永遠であろうが、こと、弾圧をされた労働組合は復権することはいまやない。

いや、勝利を歓迎すらしない彼岸に、日本最大の歩兵集団＝旧全通(現 JPU)はいるのだ。マルクスの共産党宣言になぞえていうなら、「郵政に妖怪がでる。4・28

という妖怪である」ということになる。4・28 の解雇者が現代に生き返り、全逋の闘争放棄に抵抗を続けた反マル生の生き証人が、赤旗を揚げたのである。協調主義を選択し、敵の軍門に下った人たちから見るなら、妖怪といわずしていかなる驚きの言葉があろう。国策に抵抗した確信犯の復権は、ありえないはずだが、起きた。処分取り消しは野に虎を放つことにもつながりかねない。しかし、これは現実なのである。だが歴史の歯車はまだ逆転してはいない。闘いの成果としては、防波堤に生き埋めにされた原告を助け出しただけなのである。堤防を取っ払って潮の流れを変えなければならない。

こうした長い経過を踏まえ、この 4・28 の戦後処理が始まる。歴史は勝利者によって書かれるという史実に従えば、4・28 の原告が長い報告論文を書かねばなるまい。原告には 28 年を一筋に思い続け、闘うという意思があったし、その責任もまたある。まさに戦後日本の労働運動の中で、左派が息の根を止められる瞬間に、原告らが「私は闘う」という意思表示をし、多くの活動家たちと運動を組織してきたのだから。その任務に原告個人という強い縛りはないが、ともに闘ってきた人もふくめ、この勝利をどう整理するかは、多かれ少なかれ存在し、原告はその最大の役目を負う。非日常を 28 年間継続した原告と、その支援者たちはひとたびの休息を経たら、再び「前へ」なのである。

9、新たな組織と運動へ

この 30 年間で日本も、そして労働運動も変わった。90 年代、総評・社会党派から、社会民主主義労働運動派＝連合に転換した。この組織は国、資本家、企業と「運命共同体」の共通認識を持ち、運動は協調主義をとる。新自由主義という新たな世界資本の競争再編のときに生まれた国益優先、資本の利益保護の方針を掲げる、新たな国家主義的労働運動である。日本資本が世界と競争をするために、労働者を取り込んだ新たな民族主義なのである。戦前に労組が選択した国家体制擁護の産業報国会と全く同じスタンスを持つ、本質は労働組合とは呼べない組織なのである。

それはだから労働運動上のたんなる路線の違いではなく、この組織の主導権を握れば変革できるというほどの差でもない。世界第 2 位の経済力を守るためにできた応援団、相手から見るなら侵略の加担者としての加害の組織なのである。戦前のそれといかほどの違いがあろうか。

多数派は国策賛成者であり、反対派はごく少数者だ。しかしその多数派も国民全体から見ると少数派で組織率は 18%に落ちた。労働組合自体が国民の支持を受けていないのである。国の構造が変わり、労働力の移動がおき、多くが非正規労働者になったとき、本工が自分の要求と権利防衛のみに走っていると見られ、労組はつぎの時代の扉を開く主要な担い手としての位置を喪失したのだ。彼らの支持は

いまや連合労組ではなく、100 年前のギルド組織の凋落が目に見えよう。

左派とて同じだ。活動家は総評時代の労働組合主義意識は捨てなければならない。高給を食み、既得権に守られ、国と企業に保護され、本工として、また労働専従者として運動と政治組織を握る連合のトップたちと、同じ道を奪い合っても、格差社会の底で苦しみ、日々を生きている人から見れば、同じ支配者に見えよう。いまいくらこの方式の網を討っても成果は上がらない。左派活動家というかつての看板は鉛なのだ。次世代を事実上担う非正規労働者＝労働者の原点に立ち返り、彼らとの共同の組織と運動がいま必要であり、そのためには自ら身につけている「贅肉」を捨てる覚悟が必要だ。なぜなら、彼らのいまは、私たち本工の明日であり、非正規者の復権なしに、本工もまたないのである。そういう労働組合の基本認識が私たちに求められている。

10、国鉄闘争と 4・28

87 年から続く国鉄闘争が大事な局面下にあるとき、この 4・28 勝利決定が出た。運命といわざるをえない。この二つをあわせて整理が必要である。国鉄の闘争団はいま解雇 20 年目の決着を求めているが、厳しい現実是不変である。しかしこの国鉄闘争に 4・28 は大事な教訓を残した。それは全通労組の制裁をはねかえし、組織を離れて闘って勝ったという事実である。闘いは労働組合の組織決定＝指示であったが、反処分闘争は個人であるという、ねじれた、労働組合から見れば、ありえない闘争形態で勝ったことである。いま国労は四党合意路線の破綻以降、迷走を続け、一時は鉄建公団訴訟原告団の排除をめざした。しかし原告団は屈せず、闘いの道を選択した。その結果が 9・15 判決である。国鉄改革＝解雇には不当労働行為があったとする勝利判決である。これは地裁判決にしか過ぎないが、国労本部の闘いでは勝ち取れなかったものである。原告が少数ながら必死で闘えば、勝てるということの意味で、意義深い成果と思う。4・28 はその先の展望を少し垣間見せた。いま日本の活動家のなかには、裁判は上に行けば負けるという敗北主義が支配している。99.9%はそうだろうから事実と思う。しかし、0.1%でも夢をかけて闘うことの大切さを、4・28 は示した。国労原告団との 4・28 の勝利の出会いが、日本労働運動の転換点に必要な課題である。

11、全国連鎖報告会の成功を

反転から攻勢へ。その第一歩が、原告らによる全国勝利報告連鎖集会開催であり、各地の関係諸団体、個人へのお礼と報告周りなのである。長崎集会や各地の報告会と九州 3 日間の原告のお礼周りの旅は、その重い責任を背負っている大事な仕事だ。日本労働運動が協調主義に転換した鍵が 4・28 処分ならば、その渦に巻き込まれ、人生を半分失いかけた当該が、自力で地獄の底から這い上がって逆転勝利

をしたそのときが、日本労働運動の反転攻勢のターニングポイントであり、鍵は原告が握っている。

そのために、原告は駆け足ながら 3 日間での九州一周をめざし、多くの仲間の闘いと交流し、「闘えば勝つ」というアピールを、夢でなく、現実的に語ること、これが、旅の目的であり、「ロシナンテいざ！」なのである。

最後になるが、この九州の旅を長崎から始めることができたことと、この闘いに遠くからではあるが、いくばくかかかわれたことを、限りない栄誉と心に永く記したい。本日ここに集まれたすべての人に、喜びと、感謝を。

2007/3/26(4・28 をともに闘う長崎ネットワーク)